

富士市国際交流事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の国際性の涵養と国際感覚の育成を目的として国際交流事業を行う団体に対する補助金について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において国際交流事業とは、次のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 市又は教育委員会の推薦、後援又は協賛を得て友好都市・姉妹都市を訪問する事業
- (2) 教育、文化又はスポーツを通じて友好都市・姉妹都市と交流する事業のうち、当該都市を訪問する事業(前号に掲げる事業を除く。)及び市内で行う事業であって、政治、宗教又は営利を目的としないもの
- (3) その他市長が特に必要と認めた事業

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内に存する学校が主催して在校生(引率者等含む)で組織するもの
- (2) 市内に存する教育、文化、スポーツ又はボランティアの団体で次のいずれにも該当するものが主催して組織するもの
 - ア 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内で活動をしていること。
 - イ 3人以上で構成され、かつ、構成員のうち3人以上が市内に在住する者であること。
 - ウ 定款、規約、会則等の定めを有すること。
- (3) その他市長が認めた団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国際交流事業に要する経費(以下この項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で次の表に掲げる額とする。ただし、市長が特に認めたものはこの限りではない。

区 分	補 助 額
第3条1項1号関係	20,000円×訪問人数 (補助対象経費又は50万円のいずれか低い額を 限度とする。)

<p>第3条1項2号及び 第3号関係</p>	<p>(1) 訪問事業を行った場合 20,000円×訪問人数(他市居住者は含まない。) (補助対象経費又は30万円のいずれか低い額を 限度とする。)</p> <p>(2) 訪問事業以外の事業を行った場合 補助対象経費のうち、別表に定める経費(当該 団体の維持又は運営に要する経費を除く。)を合算 した額に2分の1を乗じて得た額以内の額(補助 金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨てた額)とする。(50万円を限度とす る。)</p>
----------------------------	---

- 2 他の公的機関から補助を受ける場合は、国際交流事業に要する経費から他の公的補助金を除いた経費を補助対象経費として前項の規定を適用する。
- 3 補助金の交付対象となる団体に対する補助金の限度額は、1年度につき50万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他参考となる書類

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては補助金の交付を決定し、申請団体に通知するものとする。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

別表

費目	経費の種類
報償費	講師、通訳・翻訳等謝礼
交通費	電車、バス代等
消耗品及び原材料費	記念品、文具費、材料費等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等

通信費	宅配・郵便料金等
食糧費	講師等の昼食代等 補助対象事業に必要と認められる無償で従事する者の飲食代
使用料	イベント会場使用料、器材使用料等

附則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。